

若林区民ふるさとまつり 参加料等基準

(平成12年8月24日若林区民ふるさとまつり実行委員長決定)

この基準は、若林区民ふるさとまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が別に定める「若林区民ふるさとまつりおまつり広場参加基準」及び「若林区民ふるさとまつりフリーマーケット参加基準」に基づき定めるものとする。当基準中の文言については、それぞれの参加基準を準用する。

1. 参加料等の額

(1) おまつり広場参加者

①参加料は5,000円とする。

②物品を使用する場合は、以下の使用料とする。ただしア及びイについては、持ち込みも可とし、その場合は使用料をとらない。

ア. 長机	1台につき	750円
イ. パイプイス	1脚につき	250円
ウ. テント(2k×3k)	1張につき	6,000円
	同 仮設営業許可が必要な場合(横幕付)	7,500円
エ. テント(2k×3k) 半分使用		3,000円
	同 仮設営業許可が必要な場合(横幕付)	3,750円
オ. 発電機1回路(100V・15Aまで)		5,300円
カ. その他		実費相当額

(2) フリーマーケット参加者

フリーマーケットに参加する者は、協賛金として1区画1,000円とする。

(3) その他

各物品の使用時間・使用場所は、実行委員長が別に指定する。

2. 参加料の減免

(1) 実行委員長は、以下の参加については、参加料等の負担を減額または免除することができる。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ① 社会奉仕団体の販売活動 | 50%の減額 |
| ② 国または地方公共団体の業務 | 50%の減額 |
| ③ 国または地方公共団体から委託または支援等を受けて行う活動 | 50%の減額 |
| ④ 公共性のある団体のPR活動(販売活動を含まない) | 50%の減額 |
| ⑤ その他実行委員長が認めた活動 | 50%または100%の減額 |

(2) 前項参加料の減額または免除を受けようとするものは、実行委員長あてに減免申請をし、実行委員会委員長の認定を受けなければならない。

3. その他

(1) 参加料等は、実行委員会が定めた期限までに全額を納めなければならない。

(2) 納められた参加料等は、いかなる事情にあっても返金しない。

附 則

この基準は、平成12年8月25日から実施する。

附 則(平成14年8月12日改正)

この改正は、平成14年8月13日から実施する。

附 則(平成21年6月30日改正)

この改正は、平成21年7月1日から実施する。

附 則(平成24年6月27日改正)

この改正は、平成24年6月28日から実施する。

附 則(平成26年7月16日改正)

この改正は、平成26年7月17日から実施する。

附 則(平成27年7月17日改正)

この改正は、平成27年7月18日から実施する。

附 則(平成29年7月29日改正)

この改正は、平成29年7月30日から実施する。

附 則(平成30年6月19日改正)

この改正は、平成30年6月20日から実施する。